

南区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の福祉・文化の向上などを図ることを目的として、南区の住民で組織する団体又は南区内に事務所又は事業所を有する団体等に対して、南区役所以外の場所で使用するためにヒアリンググループを貸し出す際の手続きを定めるものとする。

(申請及び期間)

第2条 ヒアリンググループの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の2開庁日前までに、ヒアリンググループ使用許可申請書（第1号様式）により、南区長（以下「区長」という。）に申請するものとする。

2 ヒアリンググループの貸出しを受けることができる期間は、7日間を超えることができないものとする。

(貸出許可)

第3条 区長は、ヒアリンググループの貸出しを許可した時は、ヒアリンググループ貸出許可通知書（第2号様式）により、申請者に対して通知をする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸出しを許可しないものとし、ヒアリンググループ貸出不許可通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 政治活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあるとき。
- (6) その他区長が適当でないと認めるとき。

(貸出許可の取消し等)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は貸出しの許可を取り消し、又はその貸出しを制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この要綱に定める事項又は使用条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により貸出しの許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 災害その他不可抗力等によりヒアリンググループの使用ができなくなったとき。
- (4) その他公用又は管理上の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

2 前項の措置によって損害が生ずることがあっても、区長はその責を負わない。

(貸出しを受けた者の管理義務及び禁止行為)

第5条 貸出しを受けた者は、ヒアリンググループの使用条件を厳守するとともに、責任を持って管理しなければならない。

2 貸出しを受けた者は、ヒアリンググループを転貸し、又は申請書に記載された目的以外に使用してはならない。

(返却)

第6条 貸出しを受けた者は、第3条第1項の規定による使用許可通知書に記載する貸出しの期間内に、ヒアリンググループを返却しなければならない。

(亡失又は損傷の報告)

第7条 貸出しを受けた者は、ヒアリンググループを亡失又は損傷したときは、亡失・損傷報告書(第4号様式)により、区長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第8条 貸出しを受けた者がヒアリンググループを亡失又は破損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 区長は、貸出しを受けた者がヒアリンググループの使用において被った損害又は傷害について、責任を負わない。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(第1号様式)

ヒアリンググループ貸出許可申請書

(あて先) 南区長	年 月 日
団体の主たる事務所の所在地	団体の名称及び代表者名 電話 ー (担当者氏名 : 連 絡 先 :)

ヒアリンググループの貸出しについて、南区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用する事業の名称	
事業実施日時	年 月 日 () 時
事業概要(使用目的)	※広報資料又はチラシなどがあれば添付してください。
貸出希望期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
返却予定日時	年 月 日 () 時
備考	

(第2号様式)

ヒアリンググループ貸出許可通知書

様	年 月 日
	南 区 長 (公印省略) 〔 担当 地域力推進室総務・防災担当 〕 電話 075-681-3438

年 月 日付けで申請のありましたヒアリンググループの貸出しについて、許可することを決定したので、南区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり通知します。

使用する事業の名称	
事業実施日時	年 月 日 () 時
事業概要 (使用目的)	
貸出希望期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
返却予定日時	年 月 日 () 時
貸出物の内容	1 ヒアリンググループ本機 1機 2 マイク (有線 本 , 無線 本) 3 専用受信機 1個 4 設定用ドライバ 1本 5 取扱説明書 1部
貸出条件	1 貸出備品を亡失した場合は、購入金額を負担してください。 2 貸出備品が破損した場合は、修理金額を負担してください。 3 貸出備品を使用目的以外の用途で使用しないでください。 4 貸出備品の使用上、他者に損害が生じた場合は、申請者の責任において対応してください。 5 ヒアリンググループを亡失し、又は損傷させたときは、亡失・損傷報告書(第4号様式)により速やかに報告してください。 6 南区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱に定める事項に違反した場合は、許可を取り消します。

(第3号様式)

ヒアリンググループ貸出不許可通知書

	年 月 日
	南 区 長 (公印省略) 様 (担当 地域力推進室総務・防災担当) 電話 075-681-3438)

年 月 日付けで申請のありましたヒアリンググループの貸出しについて、次の理由により許可しないことを決定したので、南区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第3条第2項の規定により通知します。

(理由)

- 本市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるため。
- 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるため。
- 政治活動に利用されるおそれがあるため。
- 宗教活動に利用されるおそれがあるため。
- 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあるため。
- その他区長が適当でないと認めるため。

()

(第4号様式)

亡失・損傷報告書

(あて先) 南区長	年 月 日
団体の主たる事務所の所在地	団体の名称及び代表者名 電話 — (担当者氏名 : 連絡先 :)

南区役所ヒアリンググループの貸出しに関する要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

亡失・損傷した物	
亡失・損傷した箇所	
発生日時	年 月 日 () 時
発生場所	
発生原因	
亡失・損傷に至った経緯	
事実の発見後の処置	

注 できるだけ詳細に書いてください。